

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6

番号：108539

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



3.11 高浜 3、4 号提訴 保留します！

東北地方太平洋沖地震に伴い東電福島原発事故が発生してからちょうど 5 年目の 3 月 11 日、私たちは高浜原発 3、4 号機の差止めを求めて福井地裁に提訴する予定でしたが、その直前の 3 月 9 日の大津地裁の運転差し止めを命じる仮処分決定を考慮して提訴保留としました。

以下は、3 月 17 日に「裁判の会」より、原告 532 名の方々宛てに送付したお知らせの一部です。

「私たちは、この状況（編注：大津地裁決定のこと）を受け、3 月 11 日に緊急原告集会を開き、①提訴をいったん保留とする、②提訴の時期等について、「福井から原発を止める裁判の会」総会にて改めて討議、決定する、③総会を 2016 年 5 月 15 日に開催する、という 3 点を当日集まった原告の皆さんに提案し、ご承認頂きました。高浜原発 3・4 号機が当分の間、再稼働できない状態になったこと、大津地裁仮処分決定の大きな意義を尊重すること等を考慮したうえでの緊急の判断でした・・・

中略・・・私たちは、今後の原発根絶のためのたたかいに向けて、全国各地の 532 名の原告の方々と共に学び、引き続き手を取り合って、次の一步を踏み出してゆきたいと考えております。何卒宜しくお願い申し上げます。」



集まった 532 名分の委任状！

以下、これまでの経緯を (1) 昨年 (2015 年) 12 月 24 日の高浜 3、4 号機の再稼働を認めた仮処分決定であるいわゆる「林決定」から、当会が本裁判の提訴を正式決定した今年 1 月 16 日の臨時総会前まで、そして (2) 臨時総会、さらに (3) 3.11 集会、の 3 つの時期に分けて報告します。

(1) 「林決定」が起点

今回の提訴の動きを加速したのは、昨年（2015 年）12 月 24 日に出された「林決定」である。以下、「裁判の会」のメモより提訴正式決定の臨時総会前までの流れを辿る。

▼2015 年 12 月 22 日（火）福井県福井市

午後 6 時より 8 時半頃まで、脱原発に関わる福井・関西のグループ及び個人が集合。大飯・高浜仮処分の周辺のこと、また決定後のことについて意見交換。「樋口決定」が覆された場合の高浜本訴（民事訴訟）についても意見交換。「裁判の会」からは 7 人が出席。

▼2015 年 12 月 24 日（水）

「林決定」下される。同決定は新規制基準の合理性を認め、「住民の人格権が侵害される具体的な危険があるとは認められない」とした。仮処分の原決定取消しを受けて、午後 6 時半より 7 時半まで「裁判の会」の事務局を中心に高浜本訴の可能性について検討。以下、参考までに再稼動容認決定に到る 2015 年秋以降の動きを時系列で列記する。

- ・10 月 9 日：規制委員会の中審査終了。
- ・12 月 3 日：高浜町長が再稼動に同意。
- ・12 月 17 日：県議会が再稼動に同意。
- ・12 月 18 日：原子力防災会議が広域避難計画了承。
- ・12 月 19 日：県原子力安全専門委員会が「安全確保」の報告書を知事に提出。
- ・12 月 20 日：林幹雄経済産業相と西川知事が会談。
- ・12 月 21 日：西川知事が関電社長と会談。
- ・12 月 22 日：西川知事が同意表明、産業相に伝達。
- ・12 月 24 日：「林決定」

▼2015 年 12 月 25 日（木）

午後 7 時半より 9 時過ぎまで緊急事務局会議。高浜本訴は「裁判の会」が行うことの確認。提訴のための臨時総会開催について検討。

▼2015 年 12 月 28 日（月）

「裁判の会」代表と事務局 6 名が高浜本訴につ

いて協議。GO! ということになる。

▼年末年始前後

臨時総会の案内葉書を送付。

▼2016 年 1 月 2 日（土）

午後 6 時半より緊急事務局会議。他グループ等への呼びかけ、委任状の処理、弁護団の形成、インパクトのある提訴の方法、費用等について検討。

▼2016 年 1 月 3 日（日）～4 日（月）

「裁判の会」、電話・メール等で在福弁護士へ弁護団形成のアプローチ。

▼2016 年 1 月 6 日（水）

午後 5 時より緊急事務局会議。「裁判の会」が主体となって行うことの再確認、弁護団形成の状況、呼びかけ文の文案作成、昨年 12 月 24 日決定の要約文作成、臨時総会当日の進行等について検討。

▼2016 年 1 月 7 日（木）

大飯訴訟弁護団会議（準備会）へ「裁判の会」事務局 5 名が同席。弁護団形成をお願いする。ここで提訴日が 2016 年 3 月 11 日と決定。その後、午後 9 時より他団体への働きかけ等について協議。

▼2016 年 1 月 9 日（土）京都

「裁判の会」事務局長が京都での集会に参加、高浜提訴支援をお願いする。

▼2016 年 1 月 11 日（月）京都

「裁判の会」事務局数名が京都での運動相談会で高浜提訴支援を訴える。

(2) 臨時総会で提訴決定

1 月 16 日（土）、午後 2 時より福井県教育センターにて臨時総会を開催。司会は事務局小野寺恭子。

◆嶋田千恵子事務局長挨拶◆

急遽、臨時総会を開催したところ、多くの皆さんに参集していただいたことに感謝したい。再稼動までの経緯を説明した福井県の新聞広告が出されたが、再稼動までの経緯が「きちん」と書かれてあります（編注：皮肉です）。月末に動くであろう



嶋田事務局長

う高浜 3、4 号機の再稼動に抵抗するための行動として提訴を呼びかけます。今回の提訴を決断するに至った経緯については、事務局の南の方から丁寧に説明するのでよろしくお願いしたい。

*ここで議長選出。木下健一郎さんが議長に選任され、臨時総会の開会を宣言し、提案事項の説明を事務局次長の南さんをお願いする。

◆南事務局次長より説明◆

以下、の提案を朗読する。

<提案事項>

関西電力高浜発電所 3、4 号機の運転差し止め訴訟を福井地裁で提訴する

<提訴趣旨>

福井地裁の林潤裁判長、山口敦士、中村修輔裁判官は昨年 12 月 24 日、とんでもないクリスマスプレゼントをよこしました。同年 4 月に出された高浜原発 3、4 号機の運転差し止め仮処分を取り消す決定を出したのです。春先に「司法はやっぱり生きていた!!」ノボリを掲げた福井地裁前で、まさか同じ年に「司法の責任どこへ!」という怒りのノボリを掲げることになるなど思いもしないことでした。



南事務局次長

同仮処分を申し立てた住民 9 人と弁護団は抗告しました。わたしたち裁判の会は、今後も支援を続けていきます。しかし仮処分は非公開の審理で市民の傍聴は許さ

れず、裁判官の顔も見ることができません。仮処分取り消しの決定要旨には「福島原発事故の経験等も踏まえた現在の科学技術基準に照らし（中略）あくまでも厳格に審理・判断すべき」などという記述がありますが、これをどのような態度で読んだのか、申立人および弁護団以外は知る機会を持つことができません。

このようなことから、傍聴可能な市民監視の法廷で、改めて林潤裁判長らに高浜原発の運転差し止めを求めるべく提訴（いわゆる本訴）をしたく、会員のみなさまに提案する次第です。

もとより大飯原発運転差し止め訴訟でも、提訴時には勝訴判決が得られるという確証はありませんでした。しかし、裁判の会みなさまをはじめ、「原発をなくしたい」とする非常に多くの市民の声に支えられて、2014 年 5 月 21 日の福井判決を得ることができました。このたびの提訴においても、公開の裁判で、広く支持を受けながら、脱原発の運動にしたいと思っています。

どうぞ、この裁判に賛同ください。原告になってください。仮処分の結果をくつがえし、わたしたち市民の力で司法の正義を勝ち取りましょう。

一統いて、弁護団の鹿島弁護士及び笠原弁護士より訴訟の意義の説明及び付随するコメントー

◆提訴の意義について◆

鹿島弁護士

最初にお詫び申し上げたいのですが、当然勝つてしかるべき裁判で勝つことができず、また、昨年の 4 月 14 日の樋口決定を守り切れなかったということでもお詫び申し上げたいと思います（「気にしない」の声）。ただ、私がお詫びをするだけでは何の意味もありません。そのためにこの提訴を行うこととしたので、その説明をさせていただきます。



鹿島弁護士

本日お話をすることとしましては、この裁判の概要・趣旨・目的ですね。あとその前提となる昨年の 12 月 24 日の林潤

裁判長による決

定の不当性、高浜処分事件と今後の関連裁判の状況、それから原告の登録条件、そして裁判のイメージについて話したいと思います。

民事訴訟です

まず訴訟の概要についてです。請求としては高浜 3 号機と 4 号機の運転差止を求める裁判ということになります。停止時は再稼働差止めを求め、運転時には運転停止を求めるということになります。被告は関西電力株式会社になります。

裁判所は福井地裁を予定しています。福井地裁に提訴すると、おそらく今回の 12 月 24 日の決定を出した林潤裁判長、山口敦士裁判官、中村修輔裁判官がこの事件を担当することになると予想されます。訴訟類型としては行政訴訟ではなく民事訴訟です。仮処分ではありません。

仮処分でないとい効性がないというご意見もあるかもしれませんが、仮執行宣言を求めることができます。仮執行宣言がつけば、本裁判であっても直ちに止める効果が発生します。それから仮処分の場合には、勝った場合に後日、損害賠償請求をされるのではないかとことを耳にした方もおられるかもしれませんが、今回の本裁判ではそのような損害賠償のリスクはありません。

それとこれは、やや複雑なことになるのであまり気にしていただくなくてよいのですが、もし仮執行宣言というものがついて、それが執行した場合において、その後それがひっくり返ると、それ

が損害賠償責任というものが出てくるのですが、執行段階では原告全員が執行の申立人になるわけではありません。仮執行宣言がついた場合には、損害賠償のリスクを負えるという方に限って執行がなされることになるので、今回の本裁判の原告になっても損害賠償責任を負うことはありません。

提訴予定日は、一次提訴になりますが 3 月 11 日を予定しています。福島原発事故発生から 5 年後ということです。二次提訴の可能性もあるのですが、それについては未定です。

公開の法廷で争いたい

次に訴訟の趣旨・目的についてお話しします。高浜原発 3、4 号機の運転差止の請求となります。それから仮処分事件についてはこちら側が抗告しましたので、抗告審が名古屋高裁金沢支部で行われますが、これは非公開です。やはり仮処分の裁判を通じて、昨年 12 月 24 日の決定を出した裁判官の顔を皆さんほとんどご存知でないと思いますので、是非公開の法廷の原発の危険性、非人道性、2015 年 4 月 14 日の樋口決定の正当性、そして林決定の不当性等を明らかにして、高浜原発 3、4 号機のみならずすべての原発の廃炉を目指したいと思います。仮処分で今回のひどい決定を出した裁判官の目の前でその不当性を明らかにしていきたいと思っています。提訴の趣旨はこれに限られるものではないと思いますので、原告お一人お一人の思いも大切かなと思います。

樋口決定から林決定へ

では 2015 年 4 月 14 日の樋口決定と同年 12 月 24 日の林決定の経過を簡単に説明いたします。まず 2014 年の 12 月 5 日に福井地裁に仮処分命令申立てを 9 人で行いました。その後、2015 年 4 月 14 日に樋口英明裁判長、原島麻由裁判官、三宅由子裁判官によって運転差止の仮処分命令が出ました。この時点で仮処分命令は直ちに効力を生じるため、法律上高浜 3、4 号機は再稼働できない状態になり

ました。その 3 日後に関西電力が福井地裁に異議申立てをし、異議審が行われていたわけですが、昨年（2015 年）の 11 月 13 日に異議審が終結しまして、林裁判長は常識的な時期に決定を出すということを行いました。その後、12 月 22 日に西川福井県知事が再稼動に同意し、その 2 日後の 12 月 24 日にこの仮処分命令取消決定が出されたわけです。林潤裁判長、山口敦士裁判官、中村修輔裁判官です。これによって法律上は再稼動できる状態になったわけです。その翌日に関電は核燃料の装荷等を開始します。そして今年（2016 年）の 1 月 6 日に住民側が名古屋地裁金沢支部に保全抗告を申し立てました。

林決定の不当性

今回の林決定の不当性については、論点を絞って話をしたいと思いますが、決定に到るまでの経過をみても、「常識的な時期に決定を出す」という林裁判長の発言を受けて、専門技術的な争点を含む議論になっていましたので、決定が出されるのはどんなに早くても年明けになるんじゃないかというのが私たちの予想だったわけですが、12 月 24 日という暮れも押し迫った時期、私たちから言わせれば非常識な時期に決定を出したわけです。その時期的なことだけではなくて、その決定は枚数だけは 230 頁と大変なページ数なわけですが、中身はほとんど関電の主張の引き写しにすぎませんので、そう意味では極めて拙速な決定ということが言えます。時系列で経過を見てみますと、再稼動スケジュールに配慮した決定であると言われてもしかたのない決定であると思います。

最高裁経験者が 3 人も！

次に林裁判官、山口裁判官、中村裁判官の経歴も確認していきたいのですが、昨年の 4 月に福井地裁に着任しました。樋口裁判官と入れ替わりで赴任した 3 人の裁判官ということになります。林裁判官の前任地は福岡でしたが、それ以前に最高

裁の民事局を経験しております。山口裁判官は前任地は大阪ですが、最高裁判事局を経験しております。中村裁判官は最高裁の総務局を経験しております。いずれの裁判官も最高裁の事務局経験者ということで昇進コースに乗っているということで、このような裁判官 3 人が同時に福井地裁に赴任するというのは極めて異例のことと言えます。

決定の内容をみていきます。専門技術的な議論にできるだけひかえて、決定の枠組みの部分をいくつかピックアップして説明します。まず決定要旨の 1 頁には「福島原発事故等の被害の甚大さや深刻さを踏まえれば、裁判所は、福島原発事故等の経験を踏まえた現在の科学技術水準に照らし、原子炉施設の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されているか否かという観点から、あくまでも厳格に審理・判断すべきである。」という判断基準が提示されています。しかし、個々の判断を見ると、福島原発事故の経験を踏まえて、厳格に審理・判断しているとは到底いえない内容になっています。いくつもあるのですが、ここで 3 点を挙げてみたいと思います。

甘い！基準地震動に対する見方

福島第一原発だけでなく、女川原発でも基準地震動を超える地震動が観測されたんですけれども、まさにこのことを踏まえて、逆に基準地震動の合理性を担保するようなとんでもない決定の内容です。少し読み上げますと、決定の 114 頁ですが、「基準地震動 S_s の応答スペクトルを一部の周期で超過したものの、全体としてはおおむね同程度又はこれを下回っていたことが認められるのであり、これらの事例の存在は、新指針に基づく基準地震動の合理性ないし信頼性のある程度裏付けるものと評価することも可能である」。このように本来であれば、基準地震動の不合理性を示す事実であるにもかかわらず、強引に曲解して基準地震動の合理性ということに結び付けているということとんでもない判示だと思います。もうひとつ挙げられるこ

ととして、耐震重要度分類の見直しの必要性ということも無視しています。福島原発事故では外部電源が地震によって供給できなくなったことが事故の端緒のひとつとなっているわけですし、新規規制基準を作る段階でも、新規規制基準には盛り込まれなかったのですが、今後耐震重要度分類を見直す必要があるということが明示的に述べられています。この点については昨年 4 月 14 日の樋口決定は採用していますし、私たちも主張はしたのですが、これも全く無視されました。

使用済み燃料プールのリスク無視！

それから福島原発事故では 4 号機の使用済み核燃料プールの危険性というものがクローズアップされまして、本当に偶然にこのプールに水が入ったことによって、何とか 4 号機が苛酷事故に到ることは防げたわけです。4 月 14 日の樋口決定はこのことを採用したのですが、林決定ではそのことを全く無視して決定を出しています。

このように福島原発事故での経験が無視していることはどういうことかということ、この林決定の枠組みに照らすと、実質的に福島原発事故を社会通念上無視しようと判断しているに等しいと言えます。

誰の「社会通念」？

この「社会通念」という言葉が用いられているので、この言葉について検討したいと思うのです。



熱心に聞き入る参加者

まずこれは誰の「社会通念」なのでしょうか。「社会通念」とは、現制度の下においては裁判官に委ねられており、各裁判官の間に必ずしも意見の一致が存するとは限らない概念です、ということが裁判例で述べられています。私たちはこの「社会通念」ということを基準に出すことが危険だということを主張しています。「社会通念」と言ってしまうと明確な基準が出てこなくなります。ですから、このような抽象的かつ曖昧な基準を用いることは許されないと主張していましたが、林裁判長をこの「社会通念」という言葉を判断枠組みに用いたわけです。

過去の原因訴訟を務めた裁判官はこのことを反省しておりまして、例えば女川原発 1, 2 号機訴訟一審の裁判長をつとめた塚原朋一氏は、「社会通念上無視し得る程度」として住民側の主張を退けた判決について、「あれは、当時のわたしの社会通念です」「これについては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは裁判長をしていたとき、『なんで住民はそんなことを恐れているんだ？』『気にするのはおかしいだろう』と思っていました。その程度だったらいいじゃないかと考え、『無視し得る程度』という表現に至ったのです」と、福島原発自己を受けて反省の弁を述べています。

福島原発事故後の社会通念とは何か。これは争いのないことだと思うのですが、「福島原発事故のような深刻な災害は二度と起こしてはならない。」という社会通念が明確になっていると思います。しかし今回の林決定はそのような立場に立っているとは到底思えません。この決定で出てくる「社会通念」とは 3 人の裁判官の「社会通念」だと言えると思います。

被曝を受忍させる決定

ふたつめの不当性として周辺住民への被ばくを受忍させる決定であるということです。決定の 174 頁には次のようになっています。「本件原発において、一たび大型航空機やミサイルによる大規模な

テロ等が起こった場合には、(略)大規模損壊に至る可能性は否定できないというべきであるが、大規模なテロ等に対しては、そのような事象によって原子炉格納容器や使用済燃料ピットに大規模損壊が生じた場合を想定し、周辺環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を行うという方針を採用することには合理性がある」。このように林決定は放出すること自体は認めているのですが、放出の低減対策を行っているから良いと明確に述べています。続いて決定要旨の3頁ですが、「本件原発において絶対的安全性が想定できない以上、過酷事故が起こる可能性が全く否定されるものではないのであり、万が一過酷事故が生じた場合に備え、避難計画等を含めた重層的な対策を講じておくことが極めて重要である」としています。このように過酷事故が起こる可能性があっても、社会通念上は許容できるのだということを述べているわけです。これは周辺住民に被曝を我慢して受け止めなさいと言っているに等しい決定だと思われます。

4層・5層について考慮不要？

それから林決定は最後の方で、避難計画も含めて重層的な対策を講じておくことが重要であると述べているんですが(決定要旨3頁)、全く矛盾する判断を行っています。深層防護又は多層防護の概念に反する決定を出しています。この図はIAEA(国際原子力機関)が出している5層の防護に基づくもので、IAEAが言っている5層は防災対策に相当します。この深層防護の考え方として重要なのは、各層が独立してきちんとした対策がとられていなければならないということです。例えば1層が大丈夫だから2層以降はいいんだということではないわけです。あるいは5層があるからそこまではそんなにしっかりした対策をとらなくてよい、という考え方にはなっていないということが重要な点です。ところが林決定は221頁で「本件原発の燃料体の損傷ないし溶融に結び付く危険性

が社会通念上無視し得る程度にまで管理されているから、燃料体等の損傷ないし溶融を前提とする水蒸気爆発及び水素爆発の危険性や放射性物質が本件原発の敷地外に大量放出される危険性については、判断する必要がない。」と述べているのです。要するにこの4層、5層については対策がきちんとした対策がとられなくてもよいのだと言っているに等しい判断と言えます。避難計画は重要だと言っておきながら、実質的にはそこは関係ないと言っているわけです。それと昨年(2015年)4月22日に鹿児島地裁で出された川内原発仮処分命令申立却下決定ですら、適切な避難計画が策定されていない場合には、人格権の侵害又はそのおそれが存すると解する余地があるとしているわけです。そういう意味では川内決定にも劣る決定だと言えるかと思います。

規制委員会だから安全！？

次に原子力規制委員会の判断を安易に認めた決定であるということです。決定の105頁には、新規規制基準の策定に関与した藤原広行氏による「基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず、どこまで厳しく規制するかは裁量次第になった」との指摘を認めながら、「原子力の安全規制に関連する各種分野の専門家として高い専門性と識見を有する複数の委員を擁する」原子力規制委員会が、「高度の専門的・技術的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使できる態勢を確保することによって、審査に係る各原子炉ごとに、精度の高い調査と最新の科学的・技術的知見を踏まえた地震動の評価がされているか、不確かさについても適切に考慮されているかといった点を個別的かつ具体的に審査するという枠組み」には「十分な合理性がある」としています。

つまり、原子力規制委員会は、中立公正な立場で、高度の専門的・技術的知見に基づく判断をしているという前提の下、その判断の内容を十分に検討することなく、安易にその判断の合理性を認

めていということが言えます。これであれば、中身を検討する必要がまったくなくなってしまうわけで、非常に不当な決定であると言えます。

原子力関連法規にも違反

そして最後に挙げたのが改正原子力関連法規に反する決定だということです。福島原発事故を受けて関連法規はかなり改正されたのですが、それにもこの決定は反しているということです。先ほども触れましたが決定要旨 2 頁には「テロ等による大規模損壊については、放射性物質の放出低減を最優先に考えた対策及び手順の整備等を行っていること、本件原発が具体的にテロ等の標的になっていることもうかがわれないこと等に照らせば」として、テロ等の危険性は社会通念上無視し得る程度に管理されていると結論付けています。また、原子炉等規制法第 1 条では、その一部が改正されて「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか（略）」となっています。今回の決定がこの原子炉等規制法に反していることは明確であると思います。そもそも決定要旨の「具体的にテロ等の標的になっていることもうかがわれない」というのはどういったことを想定しているのか不明です。例えばイスラム国が高浜原発を標的にするという声明が出たらそれは危険だという判断をするのでしょうか。極めて曖昧な判断と言えらると思います。

関連裁判について

以上のような不当決定があったことから、私たちは 1 月 6 日保全抗告を申し立てました。これか

ら名古屋高裁金沢支部で審理が行われる予定です。関連する裁判の状況も説明しますと、名古屋高裁金沢支部では、2014 年 5 月 21 日の樋口判決を受けた控訴審が内藤正之裁判長、寺本明広裁判官、鳥飼晃嗣裁判官の下で審理が行われています。仮処分の審理についても同じ裁判官になるか、1 名は交代するかもしれませんが、内藤裁判長は担当するものと思われます。もうひとつ関連する裁判としては、今日提案させていただく裁判と同じ高浜 3、4 号機について滋賀県の大津地裁で仮処分の審理が続けられています。今月末（1 月末）に審理が終了する予定でして、おそらく 3 月には決定がでるのではないかとということが予想されます。

以上のような状況の中で、高浜 3、4 号機の差止を求める本裁判を福井地裁で提訴することを提案いたします。まず、原告の登録条件が 4 つあります。ひとつは日本国内に住所を有する 20 歳以上の方で国籍は問いません。また 250 キロ圏内という縛りもあります。また 2014 年 5 月 21 日の樋口判決は 250 キロということを行っているのですが、これは絶対的な数字ではないと考えています。それ以上であっても人格権が侵害される具体的な危険性があると考えています。それと大津地裁では同じ高浜 3、4 号機の本裁判と仮処分が行われていて、同じ方がこの裁判の原告・申立人になっていない方というのが条件になります。あとは委任状提出等の手続きを 2 月 29 日までに終了していただければと思います。

裁判のイメージ

最後にこれは私が考える裁判のイメージなのですが、6 点あります。①これまで裁判には関わってこなかった方々、12 月 24 日林決定より 4 月 14 日樋口決定や 5 月 21 日樋口判決を支持する方々など、できるだけ多くの方々に原告になって頂き、市民運動と連携する。②若狭の住民の方々にも共感してもらえるような裁判とする。③専門技術的な議論も重要であるが、原発問題にあまり関心を持っ

ていない方々にも関心を持ってもらえるような、わかりやすい議論も行い、広く発信する。④裁判官に司法の責任を理解させる。⑤弁護士だけでなく、原告が中心になって裁判活動を行う。⑥皆様からの様々な意見を取り入れながら、裁判を進めていきたいと考えています。以上です。

◆補足コメント 1◆ (笠原弁護士)

大飯本訴訟弁護団事務局長の笠原です。TPP 加盟を憲法違反で訴える訴訟の弁護団にも入っておりまして、その原告団の皆様は自分たちで準備書面を作成して、TPP がいかに日本の医療制度を崩壊させるか、日本の食の安全にとってどういうダメージがあるのか、また日本の国家主権をいかに侵害するかについて訴えています。

今回の高浜の訴訟においても、弁護団としてもサポートしますので、原告の皆さんはチャレンジする価値は大いにあるのではないかと考えています。

◆補足コメント 2◆ (中島哲演代表)

「裁判の会」の代表として、年末に事務局から本裁判を起こすという提案をいただいて、もちろん賛成はさせていただいたのですが、大飯の訴訟で原告の代表、「もんじゅ」の訴訟でもあぶないということで、高浜でもとなると裁判の「はしご」をしているようなので、すこし分散して「この訴訟については俺が代表になるよ」という方に名乗り出ていただきたいと思うのです。訴訟をみんなのものにしていかなければならないと思います。皆さんの活発な意見交換を基にこの訴訟を出席の皆さん全員のものにしていただきたいなと思います。

◆質疑応答◆

議長：以上で議案の説明をさせていただきました。ぜひ皆さんから質問やご意見をいただきたいと思います。

Q：2014 年の樋口判決が出た際に弁護団の島田弁護士らが東京で記者会見をしました。あれは国際的にも訴えることができたのではないかと思います。外国からの支援を得る意味で、今回の林潤裁判長の決定は国際的にもけしからんというような評価が流布されるような仕掛けはできないものでかと思っています。

Q：事故が起きた際の責任を誰が取るのか、といったもっていき方はできないのか。西川県知事が「国が、国が」と言っているが、事故が起きた際の責任を明確化するような裁判ができないものか。

A (鹿島弁護士)：考えてもみなかったことなのですが、「確認訴訟 (請求)」というのがそれに該当するのかなと思うのですが、入口のところでかなり難しいのではという気がします。

Q：これまで協力できなくて心苦しいのですが、今回の提訴ではぜひ原告に加わりたいと思っています。説明を聞いていてひとつ大事だなと思った点は、分かりやすい訴訟、市民にとって理解しやすい訴訟にするにはどうするか。運動論の問題でもあると思うのですが、技術論だけになると市民は引いてしまうだろう。それともう一点は、そう簡単に勝てる裁判ではないということ。そう簡単に原発を止めることはできないと思うのです。でもいつまで私たちは原発と付き合うの？方向性としては、何十年か先には原発のない社会を目指すためにこの闘いがあるのだということ。それが分かりやすいのではないか。廃棄物の貯蔵やその処分場所など国内にはないわけですし、再処理をしたまた廃棄物が増える。そんなこと日本ではもうやってられないでしょう・・・というような一般に分かりやすいメッセージを發しつつ、その手段として提訴を行うことが必要なんじゃないかな、と思うのです。

A（鹿島弁護士）：放射性廃棄物処理は極めて重要な問題ですが、訴訟的には難しい面もあって、運転差し止め請求というところにどう関連付けるのかということが問題になるわけです。そこはもう少しきちんと構成したいなと思っています。弁護士の中で検討していけたらよいのですが・・・澤野義一さん(大阪経済法科大学法学部教授)という方が『脱原発と平和の憲法理論』（法律文化社）という本を出されました。一言でいうと原発違憲論を主張している本で、その枠組みであれば放射性廃棄物の問題もうまく位置づけられるかなと思っています。今後の検討課題です。

Q：先ほどの誰が責任をとるのかという話ですが、例えば経産大臣が責任を持つと言っても、それは現在の法体系の範囲内で責任を持つということであって、現実には何も担保されていない中で原発再稼動が進められているというのは、福島の現実を見てもそうですが、本当におかしなことだと思うのです。

A（鹿島弁護士）：全くそのとおりです。あとは訴訟でそれをどう位置づけるかということです。

Q：何にも知らなくて質問するのですが、関西電力は、高浜 3、4 号機の差し止め訴訟を福井地裁で提訴するということですね。それと 1 月 6 日に名古屋高裁金沢支部に住民側が保全抗告をしたというこの関連がちょっと分からないのですが。

A（鹿島弁護士）：まず仮処分事件というのは、本裁判の代わりに仮に行う裁判ということで、現実には本裁判と仮処分事件が同時に行われることも普通にあります。この仮処分の申立人の何人かはこの本裁判にも入っていただける予定です。仮処分裁判との関係で本裁判ということは言えるかもしれませんが、実際には申立て人になっていない方が原告の大部分になるので、そういう意味では

別の裁判とも言えます。ただ仮処分は名古屋高裁金沢支部で行われるので、その判断とこの裁判の判断は全く別のものとも言えます。基本的にはこの裁判を進めていく上で、仮処分の抗告審をあまり意識する必要はないかなと思います。申立て人以外の方々にとっては別物ととらえてもらって差し支えありません。

Q：昨日、金曜行動である方と話していて、「林裁判長になるんですか」と尋ねたら「そうです」ということになって、「じゃー負けますね」と答えたのです。その方は「これは林裁判長をいじめる裁判です」と言うのですね。「それなら参加します」というような話でここへ来ました。ではどうしようか、という話ではなかなか出てこないのですが、原告をたくさん集めることもあります。面白い裁判にしていけることも大事だろうと。樋口判決では「司法は生きていた」、林判決では司法は死んじゃったわけですが、最高裁から送り込まれてきたことで負けたということであれば、福井地裁で負けて、万が一高裁で勝ったとしても、常識的に考えれば最高裁では負けるわけです。そこをひっくり返すには他の広範な市民運動とも連携することが必要ではないでしょうか。

A（鹿島弁護士）：私の立場上、裁判官をいびる裁判をするとは申し上げられませんが、皆さんのお知恵を借りながら、皆さんと共に歴史上最も面白い裁判にしたいと思います。

Q：「社会通念」の論理から言えば、外部電源や主給水ポンプを第一に考えて、その他のものを予備として用意するのが「社会通念」であると思います。それから、アメリカでは避難計画が不備であると認められないとしているそうですが、それが「社会通念」でしょう。それから原子力規制委員会の委員長は規制委の審査に合格したからといって安全を保証したことにはならないと言っている

のに、今回の林決定では規制委の審査に合格したから安全であると言っています。これは「社会通念」に反しています。

Q：大飯原発のときに野田首相が「私の責任で稼働する」、川内原発のときには小渕経済産業大臣が「責任を持つ」と言っています。ここでいう責任とは何なのか？福島の場合では誰も責任をとっていないですね。同義的な責任なのか、法的な責任なのか。福島では 2000 人以上の方々が原発関連死で亡くなっています。この方々に対して責任のとりようがないでしょう。この裁判で、「責任」の中身についてあぶり出しをしていけたらと思っています。

Q：埼玉から来ました。経済が原発を動かしていると思っています。福井へは 4 回目で、中島哲演さんはじめ事務局の皆さんが一生懸命にやっているのをどうやって応援できるか、という思いでやっています。

A（鹿島弁護士）：この裁判では原告の方々と話していただく機会を多く設けたいと思っています。

議長：では決議をして前進したいと思いますので、ご意見をいただく時間はこれまでということでご容赦ください。それと付帯決議として、今後において、控訴などの場合に臨時総会を開くことは非常に困難なことから、委任状の第 3 条に委任事項という項目がございますが、これらの事項についても弁護団に一任するということも含めてご判断をお願いします。では、このたびの提案の高浜 3、4 号機の運転差し止め提訴について、提訴することによって賛成の方は拍手をいただきたいと思います。では拍手多数と認めますので、裁判の会として取り組んでいきたいと思っています。

◆開会あいさつ◆（中島哲演代表）

「福井から原発を止める裁判の会」というのがこの会の名称として出発したわけでした。私は原告団の 2 次提訴から加わり、代表に就くことにもすごく躊躇して情けない代表のお引き受け方をしましたが、皆さんのほんとに熱い思いでもって、時期的には限定されていたにせよ、文字通り「福井から原発を止める」ことができました。それがいまひっくり返されてきていますけれども、それに負けないで、高浜 3、4 の本訴に踏みきっていくという今日の集会だったと思います。

福島も若狭も原発が集中してしまったのは、実は、首都圏の電力消費のため、関西 2 府 4 県の大きな電力消費をしている地域の必要のために、原発だけを若狭に（福島県浜通りに）集中してしまったという根本的な問題があると思います。

よく、安全神話が問題にされますけれども、私は「原発必要神話」というのがあったと思うのです。この「原発必要神話」の最も根底にあるものが、「地方立地、集中立地」だったと思います。

もんじゅの問題、核燃料サイクルの問題は国民的な課題なので、新もんじゅ訴訟は「現地は敦賀や福井県だけじゃないんですよ」と、東京地裁からスタートして「国民的な議論にしてください」となりました。今回の訴訟にあたっても、大阪地裁からスタートしたらどうでしょうと意見を申し上げていました。でも、「福井から原発を止める裁判の会」というのは、とくに福島（原発事故）以後、福井県の北部の市民の熱心で献身的な活動によって会の活動がスタートして、勝訴までできたという実績があります。

それで、何と言っても、本気でやる人たちが声をあげないことには、ことは始まらないと思うんです。大阪や東京でスタートしたから、それじゃすぐに、それを支えるだけの基盤があるかという、必ずしもそうではないわけです。だから今回、やっぱり、福井地裁から本訴に踏みきろうという熱

心な方たちからまずスタートして、関西だけでなく、全国的なみなさんとのつながりのもとに、この本訴訟を大きなものにしていって、最終的に勝利に結びつけたいと思っています。

今日はとりあえず裁判の会の代表としてご挨拶しましたが、鹿島弁護士からもおっしゃっていたように、まずは原告団、弁護団のきずなを強めていく。その周りに広範なみんなで支え合いながら、「この裁判を闘っていこう」という大きな輪を広げていく、そういう今日のスタートにできればと、心から願っております。

*以上のように、臨時総会において高浜 3、4 号機の福井地裁への提訴が決定されました。この後、マスコミの方々に入ってください、臨時総会での決定事項等について記者会見が行われました。

(3) 3.11 集会で提訴保留！

大津で止まった！

2016 年 3 月 9 日、「裁判の会」事務局の 3 人は雨の中を福井から滋賀県の天津地方裁判所へと向かった。天津地裁正門前で待つ。午後 3 時 38 分、雨の中を 2 人の男性が正面玄関から飛び出してきた。周囲からの視線が集中する。マスコミが大勢陣取っている正門の直前まで走り寄って旗を広げたようだ。雨の中で傘が大きく揺れた。悲鳴が聞こえる。大声があがる。「勝ったー」という声が聞こえる。正門前へ割り込むと「再稼働差し止めの画期的決定！」「いのちとびわ湖を守る運転差し止め決定！」の幕が視界に入ってきた・・・。

翌 3 月 10 日、「裁判の会」は緊急事務局会議を開催。天津地裁決定を踏まえて 3.11 提訴を見送る方向を決め、最終決定は 3.11 当日の集会で了承をいただき、予定していた記者会見は各地からの参加者の「交流会」をやっている最中に別室で行うこととした。再度のプレスリリース、可能な範囲

での予定変更の連絡、必要な書類等の再印刷等々・・・。

3.11 集会報告

集会は福井県国際交流会館の 2 階で午後 1 時より開始されました。おそらく 100 名以上の方々が参集。集会での司会進行は「裁判の会」事務局次長の南さんが行いました。

▼司会

お待たせしました。本日は 1 昨日の天津地裁での仮処分決定を受けて急遽予定が変更となりました。高浜原発の廃炉に向けての緊急集会ということでこの場を持たせていただきました。直前の連絡等が錯綜して皆さんにはご迷惑をおかけしたことを思います。事務局よりお詫び申し上げます。

本日この場で、1 昨日の決定を含めた現状の報告を受けまして、事務局の方から今後どうするかについての当面の提案をさせていただきます。それについて皆さんでご議論をいただき、何らかの決定を出していきたいと思います。それから 2 時半から別室での記者会見を予定しておりますので、それまでにこちらの集会を終わらせるということになります。その後、当初予定しておりました交流集会へ移りたいと考えております。では、「裁判の会」代表の中嶋哲演さんの方からご挨拶をお願いいたします。

▼中嶋哲演さん

今日は晴れやかな喜びを持って、皆さんこうして集まったことを感謝しています。天津地裁の決定について裁判の会としての声明をお配りしていますが、これから私なりの感想を 2、3 述べ、後で皆さんのご意見ご感想をどしどし出していきたいです。

私は一昨日の天津地裁の決定というものをこう思います。

①福島原発事故（関連）の犠牲になられた方たちへの供養になったし、この5年間苦しみぬかれてこられた人たちへ、大きな励ましと勇気を与えてくれた。

②福島の事故をふまえ、福井地裁の樋口判決、決定の精神を継承しながら、新たな具体的問題・争点を明らかにした。裁判官を支えた滋賀県の皆さん、関西広域圏の皆さんのさまざまな地道な運動と世論が反映している。

③原子力村・原子力規制行政の「地元の限定」（地元自治体と立地県の福井県のみに発言権）を、隣接県滋賀の運動と裁判所が崩した。琵琶湖の水と電気の届く関西広域圏の運動につながる勢い。今回の原告 532 名の過半数が関西の府県からなってくださった。

④地元自治体でない所の県民の動き、地裁の力によって、実際に動いている原発を止めることができた。すごいこと。全国各地の原発訴訟に勇気を与えてくれた。

この大津地裁決定の意義を尊重するがゆえの方針を皆さんに提案します。受け身だけではなく、もっと前向きに。これから半年～1年（メディア予想）の貴重な期間、どういう取り組みをしていけばいいのか、今日の集いで意見交換したいです。

▼事務局長嶋田千恵子さん

（背景説明を省略）いま提訴することが得策かどうか一歩立ち止まって考えてみましょうという提案です。例えばの最悪のシナリオでは、ここで福井地裁に提訴し、裁判長が早々と運転容認の判断を出すこともありえて、今日の広島での伊方原発提訴などに水を差しかねないのです。いま 532 名の原告と大津決定という盛り上がりステップアップさせましょう。以下、提案です。

①本日の提訴は保留としたい

②5月15日「裁判の会」総会で決める（それまでに意見集約）

③他の訴訟や市民運動に目を向けて広い視点でや

っていきたい。

具体的な一つは、名古屋での高浜 1.2 号（老朽原発）裁判に力を振り向けていきたいとも考えています。ということで、

▼鹿島弁護士：

最初にお詫びします。一部新聞で提訴を見送ることが半ば決まったかのような報道がされました。提訴を見送るという判断は、私たちだけで出来るわけがなく、今日皆さんにご意見をうかがうこと、ほんとに多くの原告の方のご意見をしっかり聞く機会も設けたいと思っております。

2ヶ月弱で 532 人というたくさんの方が原告になってくださいました。原告応募のアンケート用紙には、皆さんがこの状況の中で何か行動を起こしたいという強い思いが書かれていました。

そのような中で、提訴を今日すべきかどうか、大変に議論がありました。弁護団の中としては「一旦、保留にして今後の方針をじっくり考える」という方針になりました。

これももちろん弁護団だけで決められるような問題ではありません。皆さんのご意見をうかがいたいと思っております。

532 名の方のお気持ちをこの後どういう形でもっていくのか重要な責任だと思っております。まだ具体的な提案を示すことはできないのですが、私のほうで少し考えているのは、今までは再稼働阻止を阻止するが目標でしたが、一昨日の決定を受けてさらにステップアップできるのではないかと、廃炉に向けた闘いに私たちは挑める状況になっているんじゃないかと認識しております。

まだまだこれから、具体的な提案は検討するのですが、名古屋で高浜 1.2 号機の行政訴訟「運転延長認可を差し止める」という裁判を起こします。今日、名古屋から藤川弁護士に来てもらっています。その裁判にもご協力いただきたいと思います。この高浜 3.4 裁判については、ぜひこの場で皆さんのご意見をうかがいます。できれば、今日はひ

とまず提訴を保留にして、最終的に 5 月 15 日の総会で決めるという提案をご承認いただければと思います。

司会：提訴保留ということで提案がありましたが、参加者の皆さんから何かご意見・ご質問等、ございましたらお願いします。マスコミ等はいっていませんので忌憚のないご意見等をお願いします。

Q：関電が異議申し立てするほかに、住民側に対して本訴をせよと促してくることはないのですか。

A（鹿島弁護士）：大津では本訴がすでに行われています。私たちは、大津の決定をこのまま維持しなくてはならないですし、勝ったことに油断せず、次々と新しい運動、それに伴う裁判を考えていきたいと思います。

Q：今日の提訴を見送るのは、福井地裁では負ける可能性が高く、それが大津の良い決定の状況に逆効果にならないようにとの判断ですね。

A（中畠代表）：私は大津地裁決定の意義を前向きにとらえています。ご指摘の理由だけではありません。大津地裁の決定はそんなに軽々しいものではありませんよ。特に最初の話での 3 番目。原子力村・原子力行政の「地元の限定」を隣県滋賀の運動と裁判所が崩し始めたことです。私はここから、関西の電力消費圏の大きな運動につなげたいと思います。ですからそういう消極的な意味だけで保留にしたわけではないということです。

A（鹿島弁護士）：もうひとつ、大津地裁決定の中身は事実上、林裁判体決定を否定したと捉えられることを私が付け加えます。両決定とも判断枠組みは伊方最高裁判決「まずは被告が立証しなさい」にのっとっていますが、中身が異なります。大津の決定は福島第一原発事故でもたらされた深刻な

被害と真摯に向き合っています。私たちは、12.24 の決定に対してただちに提訴する必要性が弱くなり、今後の状況を見ようということです。

Q：大津地裁決定を打ち消すための裁判を、関電が福井地裁で起こす心配はないですか。

A（笠原弁護士）：法律的には「移送」ということが可能ですが、審理の促進という点又当事者間の同意が必要ということからあり得ないと考えられます。

A（鹿島弁護士）：その可能性はほぼゼロです。今回は大津地裁の仮処分申立人の方々の人格権が侵害されるということですから、その方々についての裁判でひっくり返さない限り、仮処分の効力を失わせることはできません。いま関西電力にとっては大津地裁での異議審か本裁判しかないです。

Q：大津地裁決定で高浜原発が止まった。次は高浜 3、4 をずっと動かさない状況をつくりながら廃炉に持ち込んでいくことです。そのために、地方議会とか自治体とか地元の住民から大きな声を上げていく活動のための時期（チャンス）を今回は得られたということです。ご提案にあった次のステップ（＝廃炉）に向けて、法廷の外の運動として強化しながら、本訴を提訴する場合にも対応する。その裁判の中身も併せて、福井—関西で連携しながらやっていく、そういう前向きな形でいきたいと思います。

Q：向こうは人材が豊富です。大津地裁へも人事で送り込んできて、ひっくり返される可能性があります。それに備えた闘い（福井地裁提訴準備を持続など）、それと、勝った勢いを止めずに前へ進めていく闘い、2 つの面でやっていかなければならないです。

A（鹿島弁護士）：本当におっしゃるとおりです。向こうもいろいろ考えてくるかと思いますが、それを上回る戦略をこちらできちっと整えて、やっていこうと思います。

Q：大津の決定が覆せるのは大津だけなら、私たちが準備した福井地裁提訴をもっと積極的に考えて良いのではないですか。

A（島田弁護士）：大津の3人の裁判官は、井戸弁護士が申立書で訴えた「国民の思いを付度（そんたく）して判断していくこと」を受けとめて、この決定を書いています。国民の思い、すなわち裁判の外の世論が大事です。3人の裁判官が決める裁判、ある意味で弱いものです。裁判所の外で世論を盛り上げるためにどう闘っていくのが大事なんだということをご理解いただきたいと思います。

Q：私は阪神間で鉄鋼業界にいます。12.24 決定があって「原発が動くんだね。仕事が増える」という声を最近よく聞きました。会社の収益や売上を増やすことだけを考えて、原発に依存する人が身近に多いです。昨年の福井地裁決定を受けて高浜提訴の原告募集があり、その趣旨が裁判官に決定の不合理を知らしめることで、皆さんも賛同されました。

大津地裁の決定は、私たちにも嬉しいことです。それはそれとして、裁判官の考えを変えられるということが大事なことです。それが、私の身近にいる原発でお金儲けをする人に、「それをしてはいけない」と社会的な発信をする良い方法だと思います。今日の提訴を見送るのは賛成ですが、こういう運動があることを早く知らせて、どんどん賛同者を募ることが大事だと、いま考えています。

A：中畠代表

地元においては原発依存の経済、雇用関係があ

ります。今、お話を聞いて、「あっ、都会の中で原発に依存する人たち、厳然といるんだ」と気づきました。裁判の場でも「同列で論じることが論外だ」と厳しい樋口裁判長の判決がありました。しかし、「いやいや再稼働に賛成しなくても、こううしかじかの政治的・経済的施策を講じていけば原発が要らないんだ」という点を明らかにしていけないと、とくに地元では、難しい面があります。

都会にも似たような問題があることも、地元としては考えなくてはならない点ですね。今後どんどん論議をしていきたいですし、皆さんからいろんなお知恵を拝借したいです。

A（笠原弁護士）：只今の哲演さんのお話に関連しまして、大津地裁決定に対する日弁連声明の原稿で「原発が立地してきた地域が原発に依存することなく自律的发展ができるよう、必要な支援を行うこと」と書きました。

▼司会

有難うございました。まだいろいろなご意見があるとは思いますが、ここで事務局の方から提案させていただきました本日の提訴保留ということにつきまして、ご異議がなければ本日の集会参加者の間でご了承をいただいたというふうにしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

— 拍手 —

どうも有難うございました。これからも前向きに運動を進めていくために、5月15日の総会に向けて、皆様に新しい提案等をさせていただきたいと思います。これからもご協力・ご支援をよろしくお願いいたします。

次に全国からいろいろな方々が集まってくさっていますので、それぞれアピールをお願いいたします。



全国の参加者からのアピール

◆京都府南丹市：児玉さん

国は複合的な災害を想定していません。その理由は、原発事故が震度 5 弱の地震とともに起きれば、高速道路が使えないことを明示したくないからです。もし地震が起きて津波が起きれば、国道 162 号線を通して 4 万人以上の人たちが美山町に押し寄せてくることになります。けれども、そこでさばききれないのです。その説明は今日お配りしたチラシをご覧ください、いかに不本意な計画であるかを理解してください。

事故が起きれば、福井県の 6 万 7 千人に比べて、滋賀、京都を中心にその 10 倍にも達する住民が避難させてもらえない現実にあります。このことをもっと共有してもらいたいです。チラシ全町配布の共同作業などで、府県境を越えた住民のつながりを深め、近畿一円の運動に拡大していきたいと思っています。

◆京都府京都市：アイリーンさん

京都府は、高浜原発から 30km 圏内に 12 万 3 千人が住んでいます。府内では再稼働が議論されたとき、市民が入れない説明会を行って再稼働のほうに進みました。

大津地裁決定が出た今の状況では、「府民に対する説明責任がある」と府内でたくさんの説明会を開かせて市民の声を聞かせる運動を作っていくのがすごく大事です。府・市議会にも意見書が出る、議論がされるようにもします。

決定の中身をできるだけ多くの府民にみてもらって、内容を議論する「キャッチボール」がすごく大事です。それは次の裁判の準備の活動でもあります。運動と裁判の両方は一体のものだと思っています。

負けた瞬間、相手はしたたかになります。だから、こちらの戦略を考える時が、今だと思います。

◆兵庫県西宮市：馬場さん

この 2 年間、美浜の会の皆さんと一緒に広域避難の問題点について避難元、兵庫県下の避難受け入れ市町に問いかけを続けてきました。先月

(2016.2) 25 日には高浜 4 号機水漏れと広域避難に関する政府交渉、議員レクに参加しました。初めての経験でしたが、政府交渉が始まってすぐ「この人らは危険な原発を規制するどころか、電力会社に警鐘を鳴らす者を規制するためにここに来ている」と感じました。原子力規制庁とはそういう役所でした。

これは西宮市の最近の広報冊子で、自然災害の避難計画です。どこをどう通って行けば安全かと具体的な避難計画が、自然災害にはあります。なぜ原子力防災については、こういうことができないのか、各市各町に突きつけていきたいと思っています。

◆大阪府「美浜の会」：小山さん

今日の趣旨は、大津地裁決定を受けて、新しいレベルアップした運動を連携してやっていこうということだと思います。以前は、大阪地裁で高浜 2 号機裁判を一緒にやったり、県民署名のお手伝いに関西から来たりしていました。今日は関西から大勢来まし、原告団にもたくさんなっています。新しい運動の連携が今日を出発点としてあるのだと期待しております。

高浜 4 号の経過を見ますと、2 月 20 日の水漏れ事故ではネジ締めについて報告の 2 枚舌、2 月 29 日の緊急停止は「電流レベルの設定を間違った」と、関電と規制庁が、じつにいい加減な対応をとっていました。このことに対して大津地裁が天罰を下したと感じます。

これから、高浜 1,2 号機、美浜 3 号機、玄海とか伊方とか再稼働の動き、兵庫か大阪か和歌山での中間貯蔵の問題、そういうような運動と福井の運動を密接に連携をとって、これからやっていく

いと思います。

◆佐賀県：石丸さん

玄海原発プルサーマル裁判の会の代表をしています。先日の素晴らしい決定を受けて私たちも喜びました。私たちの4つの裁判、その一つは、2010年8月9日にMOX燃料使用差止めで提訴し、玄海3号機プルサーマルと闘っています。地裁の判決が2015年3月20日に出ました。樋口裁判長の判決の後で、良い判決がもらえるのだろうと期待をしましたが、「規制基準を通っている」「九電がちゃんとやっている」という九電好みの判決でした。控訴審が福岡で3回行われ、今年2016年6月27日に判決が出ます。

法廷外でも自分たちでできることをやろうということで、私たちは避難計画を各自治体や幼稚園や病院を回って、やってきました。ある自治体では職員の方が「県や国には盾突けない」と言われました。今回の大津地裁決定で、「避難計画は自治体に任せるのではなく国家主体でやれよ」ということが言及されていることに力を借りて、皆さんとともに頑張っていきたいと思います。

▼司会

有難うございました。こうした全国の運動とも連帯しながら、今後も運動を進めていきたいと思っています。

では、4月14日に名古屋地裁に高浜原発1、2号機に対する行政訴訟が予定されております。そちらの件につきまして阪上さんの方から技術的なことについて、藤川弁護士から訴訟そのものに関してご説明をお願いします。

◆老朽か原発の問題点：阪上武さん

「原子力規制を監視する市民の会」の阪上と申します。高浜1、2号機というのがどうなっているのかについて簡単に説明したいと思います。今、この高浜原発1、2号機と美浜原発3号機というの

は、運転開始から40年経過する日までに審査を終えなければいけないという期限があります。高浜1、2号機が2016年7月7日、美浜3号機が2016年11月30日となっています。30年目の高経年化評価のときには30年を超えて審査をやっており、多少超えても大丈夫なんだというのが電力会社側の言い分だったわけですが、40年目については厳格な規定があって、1日でもまたいでしまったらアウトなんです。審査がその日までに終わらないと廃炉になってしまうわけです。

この期限があるということが、規制庁・規制委員会の議論に影響しています。規制庁の議論をみると規制庁と関電が激しくバトルをしています。そう聞くと規制庁はよく頑張っているなと思うかもしれませんが、実は規制庁が期限に間に合わないことを自分たちのせいには困るので、電力会社に「早くしろ。頑張れ!」と言っているような感じなのです。

必要な審査については、高浜1、2号機については原子炉設置許可がおりてパプコメの実施期間中なのですが、実は耐震安全評価とかの具体的な問題はすべて「工事計画認可」の方へ先送りになっているんです。ですから実際の審査というのはまだ残っていてそれが問題となっています。ですから今回のパプコメは形式的なところがあって、それはそれできちんと批判していかなければなりません。さらにそれに加えて寿命延長のための審査が必要で、これらすべてを期限内に終わらなければいけないわけです。

具体的に問題になっていることを言うと、美浜3号機及び高浜1、2号機のいくつかの機器で普通に評価をすると基準を超えてしまうというものが出てきています。これは基準地震動が引上げられたことによるのですが、普通はこういうものが出てくると補強工事をするわけです。(下記参照)

<美浜原発3号機>

- ・蒸気発生器伝熱管・制御棒挿入性能

- ・格納容器座屈・炉内構造物
 - ・使用済燃料ラック・使用済燃料ピット
- <高浜原発 1・2 号機>
- ・炉内構造物

しかし耐震補強工事をしても基準をクリアしないものがあつたり、蒸気発生器の細管みたいに、そもそも補強工事のしようがないようなものがあるわけです。それが今、具体的に大きな問題となっています。例えば蒸気発生器の細管について美浜 3 号機でまさに起きた議論なんです。美浜 3 号機の場合は基準地震動の引き上げについては上げる・上げないでもかなりのバトルがあつたわけですが、結局基準地震動は上がったわけです。それすぐに耐震評価を出してくれと規制庁は関電に言うわけです。確か去年の 7 月時点で、9 月までに基準地震動を出さなければ審査を打ち切るよと最後通達みたいなのを出すわけです。そこで関電は基準地震動を上げました。じゃー9 月から評価を始めて間に合わないから早く結果を出せと規制庁は言っていたのですが、関電は新しい手法でやるからちょっと時間がかかるというわけです。規制庁は新しい手法なんてやっていたらかえって時間がかかるから、従来の手法でやんなさいと言うわけです。ところが関電は、最新の知見を反映したいんだ、精緻なやり方でやりたいんだということでちょっと待ってくれということで、昨年の 10 月中旬に規制委員会があつて、原子力規制部長の桜田さんという方が「何でそんなに新しい手法にこだわるのか。新しい手法でやったら、その手法の妥当性評価まで必要だろう。間に合わないのだからそんなやり方じゃだめだ。想像するに、従来の手法では耐震安全性を確保できないんじゃないですか」という問いかけをしたわけです。関電は「はい、そうです」と答えて、許容値を超えるということはあつたりと認めたわけです。耐震補強工事をやりようがないのなら、本来のこの時点でアウトですと言わなければならなかったはずなんです

けれども、桜田部長は新手法についてちゃんと説明してくださいということで、新たな評価手法が出されたわけです。

それで従来の手法を新手法に代えたのですが、この新手法も規格には書いてあつて、精緻化した新手法でやってもかまわないよ、という逃げ道的なものがあつたのです。ところが実際に関電がやったことは、安全余裕のひとつとして設けられている「地盤物性等の不確かさの影響」という部分を取り去ってしまっているのです。これは関電自身があつさりと言っているのですが、従来手法で「地盤物性等の不確かさの影響」を考慮しないと規格違反になってしまうので、この部分の考慮があいまいな新手法に代えてしまつて切り捨ててしまつたわけです。ところがこの部分を切る説明ができない。関電自らが「これは本当は切つてはいけないんです。でも許容値を下げなければならないので切りました」と言っているわけです。当然に切つてよいのかという質問が出るわけです。それに対して「他にもいろいろな保守性というのがあつて、それでカバーできるんです」。ですから仮処分の異議審の決定では関西電力は保守性を確保していますと主張していますが、規制庁とのやりとりでは保守性という言葉は「なくてもよいもの」という意味で使っているんです。そういう説明をしたわけです。これに対しては規制庁も烈火のごとく怒って、「保守性というのはある程度確保しなくちゃだめなんです」「何が起こるがわからない」ということでこのやり方は認めなかったんです。

さすがにこの時点で廃炉でしようということなのですが、関電は手法を従来の方法に戻すわけです。戻すと許容値を超えてしまいますから、他のところをちまちまといじっています。地震がきたときに揺れがだんだんとおさまっていくという

「減衰定数（げんすいじょうすう）」に注目して、これが従来考えられていたよりも大きく減衰することがわかってきたということにして、この減衰定数を大きくしてことを収めるということを一

懸命にやっています。これが高浜でも問題になっていて、炉内構造物については耐震補強工事を少しはやっているのですが、それでも許容値を超えてしまうというので、燃料集合体の減衰定数を 1% だったものを 10% にする、それから蒸気発生器で問題となる一次冷却材ループの減衰定数を 1% だったものを 3% にして余計に減衰することとして、何とか評価値をぎりぎり抑えるということをやったわけです。結局、現在は蒸気発生器での減衰定数を上げるために実機での実験を直ちにやらなければいけないということで、そして美浜 2 号機の蒸気発生器を利用してやろうとしています。

それから美浜 3 号機については燃料集合体の減衰定数の試験というのが課題になっていて、これについては絶望的で、試験の計画すら立てられない。だから規制庁も関電も実機での試験なしで何とかクリアできないか、形式上でも何とか合格にできないかという画策をしているという状況です。それらに対して問題点をきちんとあぶりだしていくということが重要ではないかと思います。

◆高浜 1、2 号機提訴！：藤川弁護士

愛知県の弁護士の藤川誠二です。私は高浜 3、4 号機の仮処分の方の弁護団に名前を連ねています。ということでこちらの福井にも何度か足を運んでいます。

今年の 4 月に名古屋地方裁判所で高浜 1、2 号機の運転延長を問う裁判をやろうと考えています。

本来ならば高浜原発のある地元の福井の方々にご報告をしなければと思っておりましたが、それが遅れてしまい申しわけありませんでした。マスコミ報道のタイミングの難しさや原告募集のこともあって先に新聞報道が出てしまったという経緯がありました。

今回の裁判の対象は高浜 1、2 号機で、今の大津地裁で行われている民事訴訟ではなく行政訴訟という形式の訴訟を考えております。そしておそら

く 7 月までに高浜 1、2 号機の運転期間の認可がおりるはずですが、ということで 4 月に差止めの訴訟を起こすことを提起しております。

どうして名古屋でやるのかということについて話をさせていただきます。まず、対象とする原発は高浜 1、2 号機です。行政訴訟は名古屋地裁でも提訴できるのです。福井は名古屋高等裁判所の管轄になりますので、そうすると高裁のある地方裁判所でも訴訟提訴ができるということになっております。それと今回の裁判を行うのが名古屋あるいは東海 3 県の弁護士が中心です。団長は名古屋、そして私は事務局長ということになります。

名古屋というのは原発の裁判に関してどういう状況かと申しますと、これまで名古屋地裁では原発の差止めに関する裁判は 1 件もありませんでした。名古屋は中部電力が電力を供給しているのですが、随分前から行われている静岡県の浜岡原発の裁判は東京と静岡で行われています。ということで 1800 人近くの愛知県の弁護士の中で、これまで原発の差止関連の裁判に関わってきた弁護士は、私と今回団長になる北村栄弁護士の二人しかいないんです。

脱原発の運動に関してはいろんなグループがたくさんあるのですが、それぞれが個別に動いているような状況です。また裁判で闘おうというような動きもありませんでした。そういう意味で名古屋でも大きく運動を盛り上げつつ、裁判として話題提供していきたいと考えています。

原告は数十人くらい集まっています。公表してから 1 週間くらいしか経っていないのですが、愛知、岐阜、三重で原告になりたいという方が続々と名乗りをあげていただいています。東京の方からも原告になりたいという問い合わせがきております。そして原発自体は福井にありますので、福井の皆さんも一緒に裁判に関わっていただけたらと考えています。

名古屋でも皆さんと一緒に原発のない日本を目指して頑張りたいと思いますので、よろしくご協

力をお願いいたします。

*この後、別室にて、「裁判の会」の代表及び事務局と弁護団に対する記者会見が行われ、当日の高浜 3、4 号機の提訴を保留としたことを正式に報告した。

3.11 交流会

- 交流会の司会進行は佐々本真子さん（2 月 29 日金沢での大飯控訴審で意見陳述をした原告の方です）が行った -

司会：それではもうすぐ 14 時 46 分になります。東北地方を襲った地震・津波そして原発事故から 5 年目を迎えました。たくさんの苦しみ・悲しみに向き合いながらこれからのそれぞれの生き方をあらためて見つめなおすときだなのと思っています。黙祷を始めますのでお席の方へお願いいたします。

- この後 1 分間の黙祷 -

今日、ここのお集まりの皆様の考え方は様々だと思います。でも共通しているのはもう原発はいらないという点ではないでしょうか。

私は今まで原告（大飯原発差し止め裁判）にはなっていたのですが、裁判所にも行ったことがなかったですし、このような集まりにも参加したことがなかったです。でもこの前、初めて裁判所に出向きました。私のように初めての人間も、今までずっと脱原発の声をあげられてきた方もいろんな方々がいらっしやと思います。今日はそのいろんな方々同士のつながりを深める会にしたいなと思っています。

では今日の交流会のテーマ「あなたと共に福島を思う」ということで、菅野みずえさんのお話をお聞きしたいと思います（パワーポイントを用いたお話）。



原発事故から今日で まる 5 年

あなたは福島の人たちになりたいですか

菅野みずえ さん

こんにちは。原告登録で、私は現在住所の兵庫県でカウントされているようですが、福島県の一人と数えて欲しいです。今日は、「福島」を共有していただきたいという思いで、まず福島について報告させてください。（以下ともに録音起こし要約：M.T）

* * *

【1】SPEEDI が示したこの図はセシウムだけです。ヨウ素は表されていません。すべての放射性物質だと思っておられたら違います。いま子どもたちに現れている甲状腺がんとの絡みで、どこまで被ばくしたのかということは調査されていません。

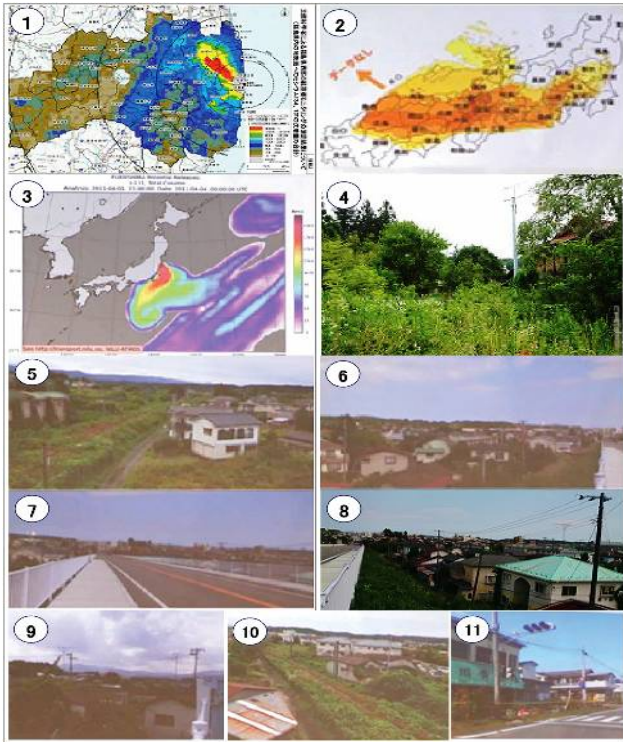
【2】福島第一が最大過酷事故のように言われるのですけれども、本当にそうなのかなと思います。小浜の皆さんからいただいた地図で説明します

私たちの福島の事故というのは、国土の北・東にある原発で起きました。「東夕立来ることない」という言伝えがありますが、高浜原発から言いますと、「国土の中央西寄りにある原発なら、もっと被害がでませんか」ということです。これは、福島県の（陸域汚染の）地図をそっくり反転させて、高浜原発を起点に描いてあるわけです。ほんとにそうですか。

【3】これはモンテカルロの日誌から 2011 年 4 月 1 日～4 日の放射性物質の広がりです。西から東に向かって（太平洋にも）これだけの放射性物質がでていたんです。高浜で事故があるなら、先のように反転させるのではなく、（海域も含めた）地図のこのもの（福島第一）をここ（高浜町）にもってこなければだめなんです。そうしますと（列島の中央部）すべてが真っ赤になります。つまり、原発が爆発したら、四国まで真っ赤です。偏西風でぶーと吹いたら東京まで真っ赤ですよということです。でも、この視点が、忘れられているのではないかと不安です。

【4】手前の国道から我が家がすくっと見えるはずでした。それが雑草と竹で覆われ見えません。

【5】2015 年 9 月、浪江町の陸橋から 360 度を撮ってきました。仙台へ向かう線路がすっかり草に覆われています。【6】町民の買い物はサンプラザで行っていました。ホームセンターが遠くに見えます。ここには誰も住んでいません。



【7】6 号線へと続く道、県庁から車で走ってくると浪江町役場に着きます。でも、原発が爆発した直後、1 時間 45 分走ること県は行いませんでした。6 号線を越えると太平洋へと続きます。この見える範囲 21,000 人の人口だったところに誰も住んでいません。【8】役場、駅方向を見ます。新しい住宅も見えますが、誰も住んでいません。

【9】陸橋から山の奥まで浪江町です。誰も住んでいません。【10】津波でさらわれた線路を直して、オリンピックのために、いつか電車を上野から原発の脇を通して走らすと国は言っています。あれからまったく電車は走っていません。【11】人が追われた町に信号機だけが点滅し、家々は余震のたびにだんだん傾いていきます。いまでも余震は続いています。

* * *

皆さんにお聞きしたい。家族の避難路、確認できていますか。子どもたちは安全に避難できるでしょ

うか。上靴は逃げる時に足を守るものになっていませんか。子どもは自分の命を背負って逃げなければいけない。上履きを履き替えてる時間なんか無いです。

福島事故を知っているからこそ一斉に避難の車が殺到するはず。「3 人で 1 台に乗って」なんて考えられない。大渋滞が発生すると思います。事故原発を通らないで避難できますか。何よりスタンドが止まっています。タンクローリーが入ってきません。

高速道路は、緊急車両用に封鎖され、自然災害が起こった時に安全が確認されるまで封鎖されます。避難路とはなりません。舞鶴道は豪雨に弱い道ですね。雨でトンネルの上が崩れ、止まっていました。

公共交通機関は安全確認まで動きませんよ。

どこで落ち合うか、万一のために連絡場所を決めていますか。被災地の電話はつながりませんよ。遠くの親戚に電話して中継点を決めておくことです。

ペットの避難を考えていますか。「福島」の後、国は避難に際して、ペットも連れて逃げろと言いました。避難バスは人が優先されます。避難所の移動時にガソリンが無くて、連れて逃げた動物を次の避難の時に置いて行きました。（一部省略）

仮設住宅でペットと暮らせる条件を自治体に付けさせていますか。ペットと暮らす高齢者は元気です。口聞く、散歩する、和む相手がいるということです。

「電力は発生場所と供給先の距離に反比例して供給される」と習いました。国の政策には都会への電力供給が優先されています。郵便番号「9」で始まる所に原発が多い。大都市圏から遠い所です。私の浪江町は「クナンコイ」、仮設住宅は「クロウコイ」の番号の所でした。僻地の人間の安全性は経済の中で低く位置づけられていると骨身にしみました。

原発立地県の皆さんの安全性は、原発に賛成してようが反対してようが等しく低いんです。そのことの自覚が賛成する皆さんに無いようです。

今、都会の電力供給のために、人が地域コミュニティを崩壊させられて故郷を追われることがあってはならないと、追われてみて骨身にしみています。

「原発は要らない」と言うことは政治的な偏りで

すか。原発反対は特殊な考え方や政治的に突出したことで無いと、避難して思います。

私は福祉労働者としてずっと 34 年を働いて来た時に、戦争に反対する立場を鮮明にしていました。

戦争は「福祉を必要とする状態」を一挙に多量に生み出すからです。「働いている意味が無い」のです。

原発事故も全く同じでした。反対するのは暮らしの当り前な要求だと避難して確信になっています。

「再稼働しなければ町がなくなる。産業が成り立たない」と福井の立地の首長は言います。私たちは原発で町ごと追われてしまいました。原発に賛成していた人もです。町ごと無くなっていかなる産業も無いことになったのです。今、廃炉と除染で土建業だけは町に戻っているのは現実です。(一部省略)

再稼働しなくても原発立地の町は廃炉で長く雇用を生み出せます。1基20年、5基100年かかります。

「男は仕事があれば生きていけっぺ。女は友達が居にいと生きていけないんだ」。仮説を出る時にばあちゃんたちにもらった言葉です。「深刻な話でなくてもいいんだ。何げに『ままくったか』とかよ、『うちのおどさがよっ』とかよ、愚痴れる。そんな友達さ居ねくてはよ、女は生きて行けないんだ。」

こんな人になりたい手本が身近にあって、コミュニティの中で私は、まだ人として育てる未来があったはずでした。それを無くしました。皆さんはこんな未来を持ちたいですか？

今ならまだ間にあう。再稼働させないことで不要な暮らしをしなくて済むとどうか分かっていたきたい。そのことを知らない町の人に報告させていたきたいのです。

「福島はこうだよ。おめさ、それで稼働させていいのかい。それがおめさの孫を守ることなのかい」と話させていたきたいです。

あなた方は私たちが無くしてしまった 2011 年 3 月 10 日に続く今日を生きてらっしゃる。そのことの大切さに気づいていただきたいんです。

福島の人間はそこで切られてしまいました。事故前に別れてから一度も会えない友だちがいます。

今吸う空気に、水に、食べ物に不安を持たなくても良い暮らしがどったらありがたいことか福島に行ってみれば分かります。友達がすぐそばに居て、子どもたちが幼馴染と共に育つ暮らし。浪江の子どもたちは6つの小学校3つの中学校でした。いま600を超える小・中学校へと避難しています。

祖父母と孫が何の不安もなく行き来できる暮らし。ケーキ屋さん、立ち寄れる飲み屋、好みの外食の店があった暮らし。私たちが飲むお酒の酒蔵が遠地で再開して、同じ名前の酒で味が違います。

私たちが無くしてしまったものを、皆さんはまだ手にしている。「その幸せってのをなして分からないか。おめ馬鹿でねえか」ほんとに思います。

原発が動き出したら、2011 年 3 月 10 日を暮らしているということです。つまり、いつ 3 月 11 日になるか分からないということですよ。

「足元に危機が迫っているのに気が付かないまま、あなたはわたしになるのをただ待つのですか。」と原発のある町の人に聞いて歩きたい。

検察審査会はやっと東電社長ら3人を起訴しました。そして大津地裁の仮処分。ほんとに泣けてしょうがなかったです。時代は私たちに追いつき始めています。

先だっつの避難健診で、甲状腺がんだったことが分かりました。「早急に手術したほうが良い」と言われて、今月末に手術します。

私は歳ですから、いつのものか分かりません。でも、折角できたというのは変ですけれども、自分の身の中にできたものは、何としてでもとっておきたいと思います。これが原発由来のものであるか分かる時がきっと来る。そしたら時のために捨てさくなるものか。モルモットに成るんだと思っています。福島県民はモルモット(調べてもらえる。資料を残せる)にさえ成れていないんです。

私たちは、何の資料もない。ホールボディカウンター(WBC)がされたのは、もう出てしまった後です。出てしまった(排出等)頃を見計らって WBC が始まりました。

私はWBCを2011年4月に受けれるはずでした。それは、測定データを研究材料に提供するという話があったからです。話を持って来たのが読売テレビでした。そして、住所が分かったとたんに、私と息子は名簿から外されました。出る（県外へ避難する）ことが分かったからです。

何にも残せていない。せめてこの甲状腺は残したい。何か資料が残せるなら、嬉しいなと思います。別に（がんが）ショックだったのではありません。

私の犬は1年を待たずに血を吐いて死にました。その犬を18時間抱き続けて避難をしました。上着は没収になりました。ヨウ素（の放射線量）が振り切れたからです。でも、その降り切れた値が何だったのか、誰も教えてくれません。「分からない」というわけです。調べたのになぜ分からないんだ。

そういうことが『福島』です。

私を利用してほしい。「こういうふうになったよ」「こういう現実があるよ」と、浜通りの浪江町の私を利用していただきたいんです。私がどうであったのか、たった一例かもしれないけど、「こったらことがあったんだ」ということをお伝えしたい。伝えることで誰かが気づいてくれたらと思います。

「産業が衰退する」って「馬鹿なこと言うんでねえよ」と思います。「産業でねえだろ。我や孫や子が暮らしていけなくなるんだよ。その町から追われるんだよ。育った町がすべて無くなるよ。それでもおめさ（原発を）動かしてかまわねえのか」。私は問うて歩きたい。だから利用してください。どこへでも行きたいと思っています。

今日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

*菅野さんのお話は、以下のURLのYou Tubeで視聴できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=7tDRem9fMVg>

*実は編集子は記者会見担当だったため、これ以降の交流会の様子を十分に伝えきれません。「さよ

なら原発神戸アクション」のKさんの感想を掲載させていただきます。

★交流会の感想★

福井の事務局の皆さん、311ではお世話になりました。事前の準備に加え、当日の進行、事後処理（これが一番大変だと思います、なんせ500名を超える原告に連絡しないといけないのですから）で、てんやわんやのこととお察し申し上げます。お疲れ様です。

本集会での皆さまのお話は、「避難計画を案ずる関西連絡会」の方々のご報告を含め、わたしにとっては比較的聞きなれている内容だったはずですがコンパクトにまとまって聞きやすく、このような機会に広く参加者にシェアされたのは、北陸と関西のつながりを深めるためにもとても有意義だったと思います。一中略一帰りのバスのなかでも多くの参加者の感想の中で触れられていた菅野さんのお話は、ほんとうにいつも胸にずっとしり堪えます。特に今回は、月末に手術を控えられた段階ということもあって、肺腑を抉られるような思いがいたしました。

「わたしたちはモルモットでさえない、なにも後世に残してもらえない、だから（術後の患部を）証拠として残すんだ」とおっしゃったことは、今月初めに兵庫県弁護士会でのシンポの締めくくりに、原賠訴訟関西の原告団長・森松さんが言った、「自分たち避難者は、歴史の記録なんです」と言った言葉と、わたしのなかでリンクしました。

また昨年11月の世界核被害者フォーラムで、アメリカから参加していたメアリー・ディクソンさんが、「よく核被害の状況をマップに落とし込んだりするが、自分たち核被害者自身が体にマップを持っている。被害の痕跡が体に刻み込まれているのだから」と言われたことともリンクしました。

そして、会場やバスのなかでの参加者の感想としても一つ、「福井のみなさんのおもてなしの心

が素晴らしかった」ということも、特記事項として書き加えたいと思います。

裁判の陳述でも共感を誘った佐々本さんの司会進行ぶりは、若い感性にあふれ、とても新鮮でした。

また、場の空気を「あったか」から「熱さ」へと一気にヒートアップさせた素敵な音楽、「絵手紙で観る福島のすがた」と題された福島からの避難者による心揺さぶる作品の展示や、会場の随所で見かけた手作り感満載の温かい心のこもったしかけの数々にも、一同大感激でした。

今回一層深まった福井の皆様とのつながりを、今後の取り組みに活かしていこうと思います。

▼編集ノート：昨年末の「林決定」から提訴保留に到るまでの約3ヵ月間はいささか多忙過ぎる日々でした。提訴保留となつてからは、直ちに532人の原告の皆さんにその旨を通知する作業にとりかかり、1週間後には何とか送付を終えることができました。あとはこの532人の熱い思いを、5月15日の通常総会を経て、どのようにして次のステップにつなげてゆくかです。つながりあった皆さんと共に、知恵を出し合いながら歩みを進めたいと思っています。(編集子)

新聞スクラップ

高浜3、4号
2016 3/17 福井新聞
差し止め3月11日提訴
本県住民ら正式決定

原発に反対する本県の住民らでつくる「福井から原発を止める裁判の会」は16日、臨時総会を福井市の県教育センターで開いた。再稼働手続きが進む関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の運転差し止めを求め、東京電力福島第1原発事故から5年を迎える3月11日に福井地裁へ提訴することを正式に決めた。

同会によると、高浜2基の再稼働を差し止めた仮処分決定を取り消した昨年12月の福井地裁の判決をめぐり、

井地裁の判断の不当性のほか、再稼働によって人格権が侵害されること、放射性廃棄物の処理方法が確立されていないことなどを主張する。判決が未確定でも即時に効力を発揮する仮執行宣言も求める。原告には本県をはじめ、関西圏の住民、仮処分の申立人、元原子力技術者も加わる予定で、今後も地域を限定せず広く募っていく。

総会後に開いた記者会見で中島哲演代表(73)＝小浜市＝

福井地裁への提訴
住民側見送り決定
2016 3/17 福井新聞
高浜仮処分受け
関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを求め、11日に福井地裁へ提訴する予定だった本県住民らでつくる「福井から原発を止める裁判の会」は同日、福井市内で会合を開き、提訴見送りを正式に決めた。9日の大津地裁仮

処分決定で2基の運転が差し止められたため。
また、2基の運転を認めた福井地裁の仮処分異議審の決定を不服として、名古屋高裁金沢支部に保全抗告を申し立てていた住民らは11日、審理中の同抗告を取り下げた。
(芥辰則)

高浜原発3、4号機運転差止 提訴
福井から原発を止める裁判の会・臨時総会
2016 3/17 福井新聞

は「福島事故が風化しようとしている。なぜ原発の差し止めが必要なのか、一般の人にも分かりやすい裁判を展開したい」と述べた。(芥辰則)

高浜原発3、4号機の運転差し止め訴訟に向けて会見する中島代表(右)＝16日、福井市の県教育センター＝

